

A traditional Japanese ink wash painting (suiboku-ga) depicting a serene river landscape. In the upper left, a low stone bridge arches over the water. A person wearing a wide-brimmed hat and a patterned kimono is seated in a small boat, positioned near the center-right. The river flows from the bottom right towards the top left, its surface marked by gentle ripples and scattered rocks. The background is filled with dark, misty shapes representing distant mountains or trees.

草津の景観まちづくり



# 景観づくりの理念

草津の人々は長い歴史の中で「街なみの骨格」を大切にしながら、草津特有の温泉文化、温泉街文化を発展させてきました。この街なみを観察すると、地域の記憶とともに、草津ならではの景観特性や景観要素がみえてきます。石垣、木柵、湯道、灯籠、湯畠岩盤、湯けむり、白旗源泉、共同湯・旅館・店舗などの木造建築物の規模と設え、光泉寺の石段、緑、湯畠広場から臨む草津白根の山の端と緑、湯畠から四方へ伸びる路地の道幅や広場と交わる角度、各路地と広場とを行き来する人々の様子、湯畠広場の閉鎖的な空間と居心地の良い規模…など、数えきれないほどの個性に溢れています。

我々は、これらの個性の全ての側面、草津白根の大自然にあることに改めて想いを馳せ、自然の恵みに感謝しながら、次の理念の具現化を目指していきます。

## 理念1 温泉文化と街なみの歴史の継承と発展

先人たちの英知と努力によって引き継がれてきた草津特有の温泉文化と、温泉街の街なみの骨格と個性を尊重・継承することにより、落ち着きと品格のある景観の形成を図ります。特に、湯畠をはじめとする源泉の湧出場、共同湯等の温泉関連建造物、光泉寺等の神社仏閣など、歴史的・文化的資産が引き立つ景観まちづくりを進めます。



## 理念2 自然が引き立つ景観の形成

草津白根の山々に抱かれ豊かな自然に恵まれた草津町にとって、市街地の街なみの背景となる山の端や山の緑、市街地に点在する樹木や草花などに、極めて重要な景観的資産です。これらの緑を守り増やしていくとともに、草津を取り巻く大自然の存在が引き立つ景観まちづくりを進めます。



## 理念3 そぞろ歩きの楽しいにぎわいの空間づくり

四方を囲まれた湯畠広場の居心地の良い空間、広場から放射線状に延びる商店街・旅館街のにぎわい、すり鉢状の地形を縦横に走る路地の存在などが、草津温泉街の面的な魅力を高めました。これらの空間の質のさらなる向上を図り、そぞろ歩きの飽きない温泉街をつくります。



## 理念4 「町民参加」から「町民主体」のまちづくりへ

草津の景観まちづくりの取り組みは、町民の積極的な参加による協定づくりの議論から始まりました。景観計画策定を契機として、より多くの町民の景観に対する関心を高め、参加を促し、町民による主体的な街なみづくりの活動へつなげていけるよう、周知・啓発を継続強く行います。



# 景観づくりの区域と方針

## ■ 景観計画区域

草津町における景観計画の区域は、草津町全域とします。

## ■ 景観形成重点区域

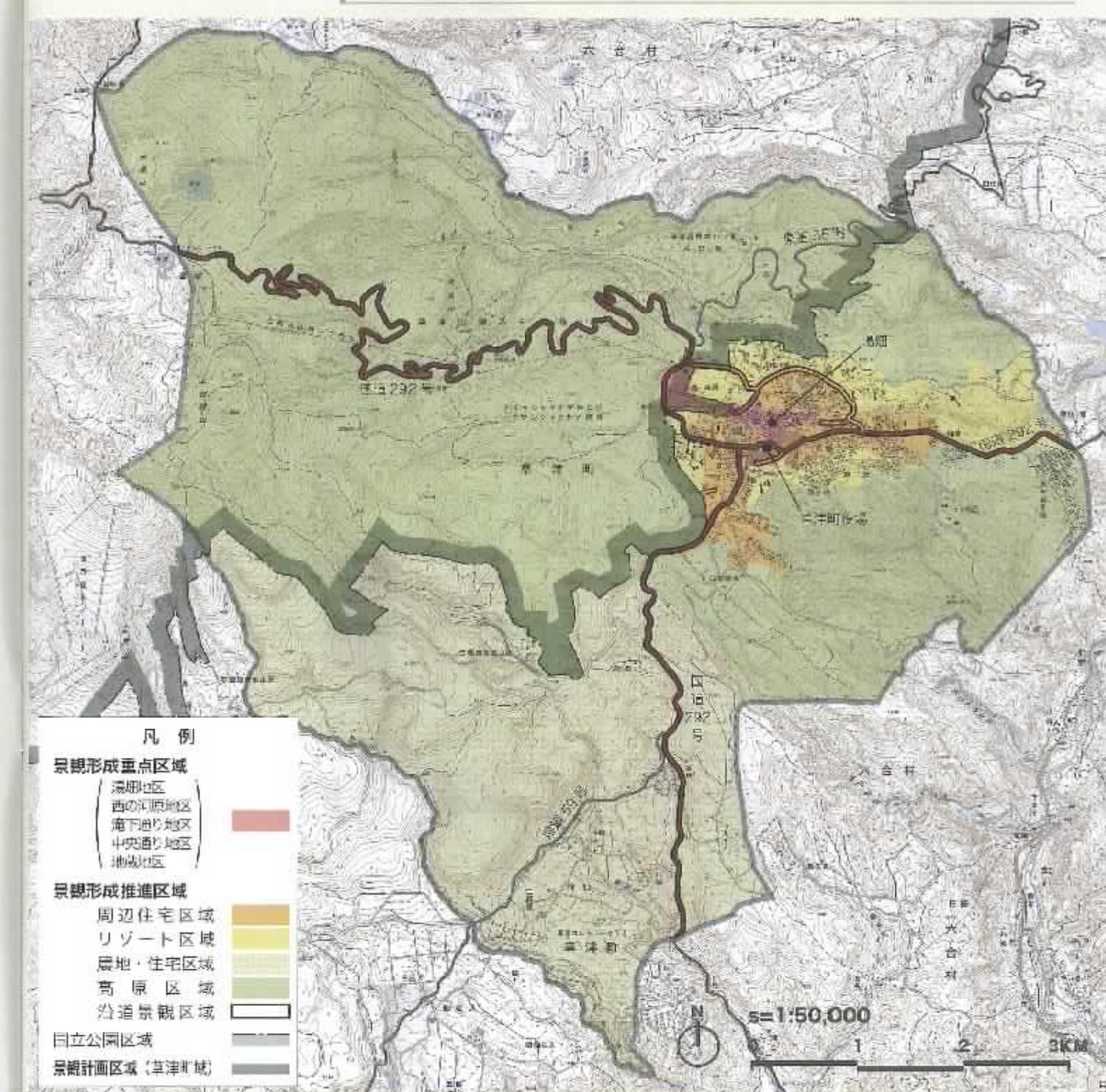
景観計画区域（町全域）のうち、草津町の良好な景観の形成を図る上で特に重要な区域、草津温泉を代表するような特徴的な景観を有する区域、または、住民自らが積極的に景観形成に取り組もうとしている区域を「景観形成重点区域」として位置付けます。

景観形成重点区域では、地域の特性に応じたよりきめの細かい景観形成基準等を定め、積極的に良好な景観の創制・誘導を図ります。

## ■ 景観形成推進区域

景観計画区域（町全域）のうち、景観形成重点区域以外の区域を「景観形成推進区域」として位置付けます。

景観形成推進区域では、周囲の自然環境との調和を図りながら、景観を阻害する要因の減少に努めます。



## 景観形成重点区域

### 湯畠地区

「温泉情緒溢れる「和」の街なみ」「自然を感じる街なみ」「景観資産を引き立てる街なみ」「素材感と落ち着きのある色調」の四つの理念を実現する。



### 西の河原地区

通りの形状やヒューマンスケールの家並みなど、歴史的に受け継いできたまちの骨格を大切にしながら、時代の階層による味わいと懐かしさが感じられる街なみづくりを通して、そぞろ歩きの楽しい場所をつくる。



### 滝下通り地区

せがい申し楽しづくりを中心に滝下通りが歴史的に受け継いできた和の家並みや温泉旅館街の雰囲気を守り育てるとともに、滝下通りから大滝乃湯に至る街なみ全体の質の向上を図る。



### 中央通り地区

景観を阻害している要因を改善しながら、草津温泉街の玄関口としてお客様をお迎えする心をまちなみ表現していくとともに、商店街としてのざわいや坂の町としての魅力を取り戻すことを通じて、地元の旅館や商店の活性化による「草津町情結」が息づく街なみづくりを目指す。



### 地蔵地区

温泉場「地蔵町」としての風情を取り戻すこと、坂の町・路地の町としての魅力を高めることなどを通じて、湯巡りとそぞろ歩きが楽しくなる街なみづくりを目指す。



## 景観形成推進区域

### 周辺住宅区域

居住者の生活環境の維持・向上の視点に立ち、落ち着きと温かみの感じられる住宅地の景観づくりを目指す。また、隣接する温泉街中心部（景観形成重点区域）の街なみとの連続性や調和に配慮する。



### リゾート区域

草津町にとってかけがえのない地域資源である草津白根の壮大な自然景観の保全と、居住者・長期滞在者の生活・滞在空間の改善・向上の視点に立ち、洗練された高原リゾート地としての雰囲気が感じられる空間づくりを目指す。



### 農地・住宅区域

美しい田園風景の保全と居住者の生活環境の維持・向上の視点に立ち、農地・家庭農園、森林・河川などの自然環境と調和のとれた采落景観づくりを目指す。また、本区域の魅力的な風景の中核を担う農地や家庭農園を保全し、農業の活性の維持を促す。



### 高原区域

用途地域内におけるまとまりのある市街地の形成と、本区域における山岳・山林の風景や自然環境の保全のため、本区域の開発を可能な限り抑制する。やむを得ず開発する場合は、自然環境と調和のとれた道路、建物等による景観形成を目指す。



### 沿道景観区域

小窓から眺める草津白根の山々や沿道の緑の確保、街なみの調和・連続性の創出などを図ることにより、草津温泉の「主要道路」かつ「玄関口」としての風格と落ち着きの感じられる街路空間の形成を目指す。



#### 凡例

##### 景観形成重点区域

- 湯畠地区
- 西の河原地区
- 滝下通り地区
- 中央通り地区
- 地蔵地区

##### 景観形成推進区域

- 周辺住宅区域
- リゾート区域
- 農地・住宅区域
- 高原区域
- 沿道景観区域
- 国立公園区域
- 景観計画区域（草津町域）

s=1:10,000

0 100 300 500M

1KM

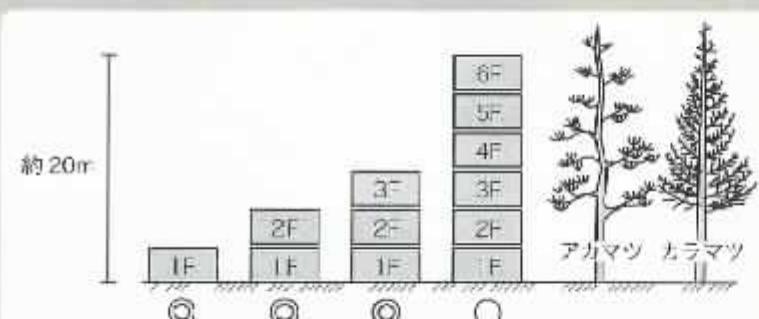


# 街なみガイドライン

草津町内において、建築物・工作物の新築、増改築、修繕、模様替え、色彩の変更等を行う場合は、このガイドラインを参照して下さい。(景観形成重点区域についてはより詳細なガイドラインがあるので各地区の景観まちづくり協定を参照して下さい。)

## 建築物の高さ 低層(1~3階)が望ましい。最高でも、6階以下とする。

街なみの背景となる美しい山の端や近隣の緑が映える風景こそが、大半然に囲まれた高麗温泉地・高原リゾート地としての草津町の景観の価値といえます。空を背景とした自然のスカイラインは、まち全体のイメージを決定付ける最も重要な母題要素であり、スカイラインが人工物に遮られると、風景全体の価値が大きく損なわれる可能性があります。我が町の豊かな自然環境を育み、かけがえのない温泉を生み出してきた草津白根の大自然に敬意を表し、建物の高さはできるだけ低くおさえましょう。



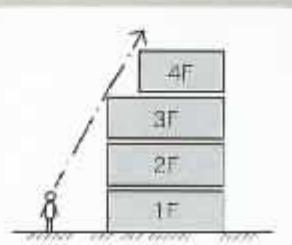
6階建ての建物の高さは20m前後であり、温泉街周辺に生える樹木の中で最も高いアカマツやカラマツなどの木の高さと同程度です。

なるべく建物の高さも建築物の3階(約10m)を超えて、かつ、周囲の建物より低く抑えることが重要です。



景観形成重点区域のガイドライン(一部抜粋)

- 建物の階数は2階又は3階を基本とする。やむを得ず4層とする場合は、4階の壁面を後退させ、通りから見えにくくする。(全)
- 建物の高さは15m以下に抑え、背景の草津白根の山並みや近隣の緑がまちなみの一部として引き立つよう配慮する。(湯)
- まちなみの背景となる山の緑や近隣の緑が疎られないよう、建物等の高さをできるだけ低くおさえる。(西)



## 外壁等の色 穏やかな色合いとする。

色彩の基準は、色の三属性(色相、明度、彩度)を定量的に表す「マンセル表色系」を用いています。草津町の建築物、工作物の外壁等の色は、以下の3つの考え方方に基づき、「YR(黄赤)、Y(黄)、N(無彩色)系の色相、かつ、低彩度(3以下)」という穏やかな色合いの基準を設定しました。

- 自然景観との調和に配慮し、植物の葉の鮮やかさ(彩度5~6)を超えない。
- 自然景観と不調和かつ浮出した印象を与える冷たい色を使わない。
- 草津の街なみの歴史やせがい出し梁造りなどの伝統の変遷を尊重し、木、漆喰、土塗壁等の自然素材の色にみられるYR(黄赤)、Y(黄)、N(無彩色)系の色相が相応しい。

現在の温泉街の建物の色彩の多くは、この基準にあてはまるものが多く、この上位の色が温泉街の落ち着いた佇まいをつくり出しています。

なお、住宅地内の店舗、事務所、工場、仓库等の非住居用途の建築物、工作物等は、周囲の住宅地との調和に配慮し、穏やかな色彩や自然素材を積極的に使用することが求められます。

景観形成重点区域のガイドライン(一部抜粋)

- 外壁の色は、白や茶系などの落ち着いた色を基本とする。(全)
- 木、漆喰、日本瓦、土塗壁などの自然素材に使用されているYR(黄赤)、Y(黄)、N(無彩色)系の色相で、低彩度(3以下)の落ち着いた色が望ましい。(全)
- 外壁の色は、周囲の建物と調和する色とする。(西)
- 日除けテントやオーニングの設置は極力避けるようにする。やむを得ず設置する場合は、原色や高彩度色のものは避け、和の景観に調和するデザイン・色彩とする。(湯)

外壁の色の例

|            |
|------------|
| N9         |
| 10YR 9/1   |
| 2.5Y 7.5/3 |
| 10YR 7/3   |
| 10YR 3/2   |
| 2.5Y 3/2   |



## 建築物の構造 木造が望ましい。

建築物の構造は、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造に大別できます。それぞれの構造に長所と短所があり、どの構造が良いとは一概に言えません。しかし、木造は、木材の質感や木のぬくもりなどの素材感の高さと、調湿効果、通気性等に優れ、環境負荷の最も少ない構造といえます。木造は、低層の小規模な建物に適しており、周囲の自然環境とも調和する構造です。さらに、土地への負荷を少なくて済む温泉地である湯跡へのダメージを最小限に抑えるという観点からも、木造は、草津の地域特性に適した構造といえます。



景観形成重点区域のガイドライン(一部抜粋)

- 建築物の構造は、和の趣のある木造とすることが望ましい。(湯)
- 建物の構造に、素材感と温泉街としての趣のある木造とすることが望ましい。(P・湯・中・地)
- 貴重な温泉地である湯跡を守るために、土地に対する負荷の少ない構造や施工方法に十分配慮する。(全)

## 外壁や部材 自然素材を活用する。風情と開放感をもたせる。

建築物の外壁の外装材は、母題の質を左右する重要な要素の一つです。

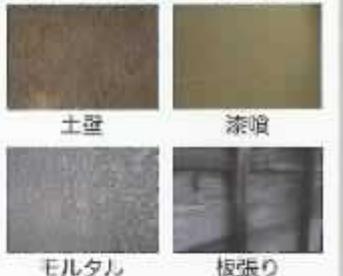
人工的な外装材としてサイディングやトタンなどがあります。特に、レンガ調、木口調、石造り調などの自然素材の真似をしたサイディングは、「偽物らしさ」が強調され、かえって安っぽい建物に見えてしまいます。

一方、土壁、漆喰、モルタルなどの塗り壁や、板張りは、自然素材を使用した外装材です。塗り壁は、現場焼き(コ子さばき)の独特の味わいが出ます。また、漆喰は、調湿効果、耐火性に優れています。これらの自然系の素材は、天然の質感と色による表情が出来やすく、経年変化による味わいも出ることから、視覚的に優しく、草津の温泉文化に馴染んだ風情を出すことのできる外装材といえます。

外壁の一部にタイルを行ったり、木製の窓枠、手すり、庇を付けるなど、外壁の意匠に自然素材を活用することも、建物の外観の表情を豊かにします。よう壁、柵・門、庇台塔などの工作物の外観も、自然素材を活用したり総合することにより、工作物本体の質感の向上、ひいては地域の景観の質の向上につながります。



自然の素材を使った外装材の例



景観形成重点区域のガイドライン(一部抜粋)

- 外壁の材質は、塗り壁や板張りなどの自然系の素材を用い、人工的なイメージの強いサイディングやトタンなどは使用しない。(全)
- 木製の窓枠・手すり・格子・庇などによる趣きのある表情とする。(全)
- 真壁又は真壁風とするなど、できるだけ木の柱が壁面に見える意匠とする。(湯・湯・中・地ほか)
- 温泉街として発展してきた歴史を尊重し、和(風)のデザインとする。(湯)
- 草津の伝統的な「せがい出し梁づくり」など、日本伝統の建築スタイルを踏襲した建物が望ましい。(全)
- 単調な家並みや無表情な外観を避けるため、窓を設ける、間口の広い建物の壁面を分節する、外壁に複数の素材を用いて目地や見切りを入れるなど、織り込み感を感じる建物形状とする。(西・中)
- 広場や通りに面して窓等の開口部を均等に設け、而立的な意匠づくりに貢献する。(湯・西)
- 建物正面をガラス戸にしたり、商品を店先に陳列するなど、歩行者が店舗を覗いたり、店員と気軽に会話ができるような開放的な店先空間をつくる。(中)
- まちなみの達成感に配慮し、建物の壁面の位置を道路表線付近に抑える。(湯・中)





## 緑 樹木や植栽を活かす。

建物の周囲や敷地内の身近な緑を守り、培養し、年間を通して適切に管理することは、景観の質の向上を図る上で欠かせません。自然環境に恵まれた草津では、市街地の周囲に山林や田畠風景の広がる緑の豊かさを日々感じることができます。緑の利いを周辺で感じることができるように、建物の周りの植木、植栽帯、花壇、植木鉢などの植栽を積極的に施し、「高原の温泉地・住宅地」「高原市街地」としての質の高い空間づくりを目指しましょう。

また、主要道路沿いの敷地に少しでも余裕がある場合は、積極的に緑化に取り組み、「高原リゾート地の道路」として草津に相応しい街路空間づくりを進めましょう。



景観形成重点区域のガイドライン（一部抜粋）

- 植木や植栽帯、花壇、植木鉢など、花や緑による修景を心がける。（全）
- 鉢やプランターなどは蒸焼きや木製のものなど自然素材が望ましい。燐石や繊維などの人工的なイメージの強い素材は使用しない。（全）
- 植栽は、年間を通して十分な手入れを施し、適切に管理する。（全）
- 空地、緑地内の草花や樹木は、通りから汚らしく見えないよう、雜草の除草、草刈り、樹木の剪定等により適切に管理する。（全）



など

## 建築設備等 通りから見えにくいように工夫する。

空調設備、ガスボンベ、オイルタンク、メーター、配管、アンテナなど、建築物等の壁面又は壁面付近に設置する設備は、通りに面した場所にあると格好悪く、または汚らしく見えてしまうことがあります。しかし、これらの設備は日々の生活を送る上で必要不可欠なものであり、どうしたら建物本体や周囲の街並みに調和させができるか工夫していくことが、地域の景観向上につながります。壁面と同じ色の使用、通りから見えにくい配置、格子の使い、植栽の設置などの工夫を凝らしていきましょう。

また、屋上に設備を設置すると、勾配屋根の連なるルーフスケープに素材感や表情のない無機質な工作物が出現する乱雑なイメージとなり、景観を著しく阻害する可能性があります。このため、屋上設備の設置はできるだけ控え、やむを得ず設置する場合は、設置場所、色彩、木製格子による目隠し等についての工夫が求められます。

老朽化、塗装の剥離、汚れ等により汚らしく見える外壁、塀、建物設備等は、洗浄せず、洗剤、塗装の塗り替え、木製格子等による目隠し、新しいものへの付け替え、撤去などを行うこと、掃除道具や家財道具を建物の外（通りから見える場所）に放置しないこと、ごみ箱を通り沿いに置かないこと、洗濯物を広場や通りに面した場所に下さないことなど、設備や建物周りの汚らしいところや見苦しいところを少しずつ改善していきましょう。



景観形成重点区域のガイドライン（一部抜粋）

- 空調設備、ガスボンベ、オイルタンク、メーター、配管、アンテナなど、壁面又は壁面付近に設置する設備は、壁面と同じ色の使用、格子の使い、植栽の設置などにより、通りから見えにくいようにする。（全）
- 屋上設備は設置しない。やむを得ず設置する場合は、設置場所や色に配慮し、必要に応じて木製格子等で覆う。（全）
- 老朽化、塗装の剥離、汚れ等により汚らしく見える外壁、塀等は、洗浄、塗装の塗り替え、木製格子等による目隠しや、新しいものへの付け替え、撤去などにより、きれいにする。（全）
- 屋根に設置する太陽光発電装置（フレームや配管等の設備を含む。）は、屋根の色と同様の黒色系統で、屋根面にできるだけ密着させ、景観上支障のないものとする。（全）

## 空地等 周囲に配慮し、修景する。

沿道に、下記のような建物のない敷地があると、連續的な街並みの形成が途切れ、統一感が失ってしまいます。

- 小規模な駐車スペース
- ホテル、共同住宅、観光施設等の大規模駐車場
- 屋外資材販売や屋外作業場など、屋外において車両や資材等の物体を保管したり屋外作業を行う敷地
- 二層利用の行われていない空地

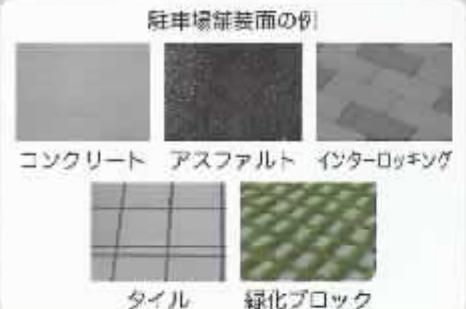


このため、これらの敷地については、沿道を含めた敷地境界付近に植栽、生け垣、自然素材の柵等を設けるなどして、周囲の自然や街並みとの調和に配慮することが重要です。

特に、主要道路に沿って長い面積で設置された駐車場は、高原リゾート地としての沿道景観を損傷する可能性があることから、安全上支障のない範囲でできる限り出入口を設定し、柵、生け垣等を設け、周囲から無造作にみえないよう工夫することが重要です。

また、空地は放任せず、除草、清掃等の維持管理に努めましょう。

景観形成重点区域のガイドライン（一部抜粋）



駐車場舗装面の例

- 駐車場、自転車置場等は、周辺を緑化するか、木製の柵等の設置などにより、通りから見えにくくする。（全）
- 駐車場の路面は、砂利・土のまま放置せず、舗装を工夫する。（中・北）
- 空地、緑地内の草花や樹木は、年間を通して十分な手入れを施し、適切に管理する。（中）
- 空地、緑地内に建設資材等を放置しない。（中）
- 駐車場の出入口の面積を最小限におさえたり、隣り合った駐車場の出入口を合わせて一方通行とするなど、まちなみの連続性が途切れないよう工夫する。（中）

など

## その他

自動販売機：自動販売機を設置する場合は、幅・空容量入れを設ける。この際、自動販売機と空容量入れの色彩はダークブラウン（マンセル値5YR2.0/1.0）とし光沢を抑えるか、木製格子等で覆う。

ホテル、リゾートマンション等の道路やスポーツ施設：敷地内道路については、老朽化した道路舗装の改修や歩道の整備などに努める。雑草の茂るテニスコートなど、未使用の看板施設は、修復を行うか、撤去して緑化する。

景観形成重点区域のガイドライン（一部抜粋）

- 自動販売機は設置しない。（西・南・中・北）
- 自動販売機はできるだけ設置しないよう努める。（西・南）
- 自動販売機をやり直し設置する場合は、必ず全空容量入れを設置する。この際、自動販売機と空容量入れの色彩はダークブラウン（マンセル値5YR2.0/1.0）とし光沢を抑えるか、木製格子等で覆う。（全）
- よう壁は木材、壁面処理の工夫、前面の緑化等により、周囲との調和を図る。（全）
- 工作物の高さの最高限度の基準を15mとする。（南）
- 軒先にベンチを置くなど、歩行者が休みできるスペースをつくる。（西・南・中・北）
- 入口付近の段差をなくすなど、歩行者が歩き易い環境をつくる。（西・中）
- 休店日や夜間の賑わいを演出するため、店舗等の1階正面はショーウィンドーとするか、または、シャッターを設置する場合は、透視可能なバイオシャッター等とする。（西・南）
- オープニングや玄関マットは、原色や高彩度色のものは避け、まちなみと調和したデザイン・色彩とする。（西・南・中・北）
- 掃除道具や家財道具を放置しない。（西・南・中・北）
- 通り沿いにごみ箱を置かない。（西・南・中・北）
- 夜間の温泉情緒を盛り上げるため、店内や店先の照明は蛍光灯など白色系のものを避け、暖色系の色を用いることが望ましい。（西・南・中・北）
- 住民・事業者等は、お揃いの行灯の設置などの取組みに協力する。（西・中）
- 音の公害（サウンドスケープ）に配慮し、温泉情緒を損なうおそれのある音等は遮げる。（西・南・北）
- 駐車場引札は覆む。（西・南・北）
- 観光案内や道案内など、お客様を温かくもてなすよう努める。（西・中）



など

# 景観形成に関する届出と基準

草津町内において、建築物・工作物の新築、増改築、移転、修繕、模様替え、色彩の変更等を行う場合、「届出の対象行為」に該当する行為であれば、事前相談・協議を経て「届出」の提出を行い、景観計画に定められた「景観形成基準（行為の制限）」を遵守する必要があります。（詳しくはお早めに担当課までご相談下さい。）

## 届出の対象行為

### 事前相談

事前の相談を随時受け付けています。ガイドラインの詳しい内容や、届出が必要かどうか等について、早めに担当課までご相談下さい。

### 事前協議

「届出の対象行為」に該当する場合は、「事前協議書」を提出することができます。提出する場合に、事前協議書に関係図面を添付し、それぞれ2通を提出して下さい。

### 行為の届出

「届出の対象行為」に該当する場合に、「行為届出書」を提出する必要があります。行為届出書に既読回函書を添付し、それぞれ2通を提出して下さい。

### 指導・助言

行為の内容によっては、景観審査会による審査を行う場合があります。

※指導・助言に応じない場合は、勧告・公表・変更命令・違反回復命令等の措置が行われる場合や、罰則が適用される場合があるので、ご注意下さい。

### 適合の通知

届出のあった行為の内容が、景観計画に定められた「景観形成の基準（行為の制限）」に適合するかどうか町が確認し、認められた場合は「適合通知書」により通知します。

### 着工

建築物及び工作物の高さの算定方法  
建築物及び土壟に接する工作物の高さは、建築基準法施行令第2条第1項第6号の規定の例により算定するものとし、建築物に接する工作物の高さは、設置された部分からの高さとする。

## 景観形成の基準（行為の制限） 景観形成重点区域

### 1. 共通の基準

【1】内 一部の地区や通りのみ行為の制限が該当する場合

| 行為                    | 景観形成重点区域  | 景観形成推進区域  |
|-----------------------|---|---|
| 新築                    | 全て  | 以下のいずれかに該当する建築物 <ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ 10m 以上</li> <li>・地上 4 階以上</li> <li>・延床面積 1,000m<sup>2</sup> 以上</li> <li>・敷地面積 1,000m<sup>2</sup> 以上</li> </ul> ただし、外観の変更が伴わない改築は除く。  |
| 改築、改修又は移転             | 建築、改築又は移転に係る部分の床面積の合計が 10m <sup>2</sup> を超えるもの。   | 以下に該当する建築物 <ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ 10m 以上</li> <li>・地上 4 階以上</li> <li>・延床面積 1,000m<sup>2</sup> 以上</li> <li>・敷地面積 1,000m<sup>2</sup> 以上</li> </ul> ただし、外観の変更が伴わない改築は除く。   |
| 外観を変更する移築、模様替え又は色彩の変更 | 外観変更部分の面積が 10m <sup>2</sup> を超えるもの。   | 以下に該当する建築物で、外観変更部分の面積が 20m <sup>2</sup> を超えるもの。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・治道区域区域内</li> <li>・高さ 15m 以上</li> <li>・地上 5 階以上</li> <li>・延床面積 1,000m<sup>2</sup> 以上</li> <li>・敷地面積 1,000m<sup>2</sup> 以上</li> </ul>   |
| 工事                    | ① 建築、改築、移転、外観を変更する移築、模様替え又は色彩の変更 <ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ 15m を超えるもの。</li> </ul> ② 自動取手機 <ul style="list-style-type: none"> <li>・全て</li> </ul> ③ 住居その他のこれに類するもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ 6m を超えるもの。</li> </ul> ④ 施工コンクリート造の、鉄柱、木材その他のこれらに類するもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ 15m を超えるもの。</li> </ul> ⑤ 店舗、店舗外装、看板者、看板構造その他のこれらに類するもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ 4m を超えるもの。</li> </ul> ⑥ よう盤 <ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ 2m を超えるもの。</li> </ul> ⑦ 石塀水槽、柵屋その他のこれらに類するもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ 8m を超えるもの。</li> </ul> ⑧ 自動車用駐車場その他のこれらに類するもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・全て</li> </ul> ⑨ 自動車用駐車場に併する立体施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>・全て</li> </ul> ⑩ 佐道施設、持壁構造、持手沿道等の接続する工作物 <ul style="list-style-type: none"> <li>・全て</li> </ul> | ① 建築、改築、移転、外観を変更する移築、模様替え又は色彩の変更 <ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ 15m を超えるもの。</li> </ul> ② 自動取手機 <ul style="list-style-type: none"> <li>・全て</li> </ul> ③ 住居その他のこれに類するもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ 6m を超えるもの。</li> </ul> ④ 施工コンクリート造の、鉄柱、木材その他のこれらに類するもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ 15m を超えるもの。</li> </ul> ⑤ 店舗、店舗外装、看板者、看板構造その他のこれらに類するもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ 4m を超えるもの。</li> </ul> ⑥ よう盤 <ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ 2m を超えるもの。</li> </ul> ⑦ 石塀水槽、柵屋その他のこれらに類するもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ 8m を超えるもの。</li> </ul> ⑧ 自動車用駐車場その他のこれらに類するもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・全て</li> </ul> ⑨ 自動車用駐車場に併する立体施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>・全て</li> </ul> ⑩ 佐道施設、持壁構造、持手沿道等の接続する工作物 <ul style="list-style-type: none"> <li>・全て</li> </ul> |

| 区分           | 景観形成基準   |
|--------------|--|
| 高さ           | ・地上 6 階以下を原則とする。<br>・道路境界付近や隣接する家の壁面に痕跡をなど、周囲の街並みとの連携性の確保に配慮する。<br>【沿加・中央（中央路地通り・門前通り）】  |
| 外壁、屋根        | ・和（風）のアサインとする。<br>・「せがい」や「出し梁」を備えるか、又は、せがい出し梁づくりの床並みと頭頂のとれた日本古式の建築スタイルを踏襲した建物とする。<br>【面下】<br>・真壁又は真壁ものの意匠、木製の窓枠、すり・格子、瓦葺きの度などにより、大きさからした感のある表構えを備える。<br>・広場や通りに面して意匠の窓口部を積極的に受け、広場や通りに対して開放的な雰囲気づくりに貢献する。<br>【湯畠・沿下】   |
| 材質、色彩        | ・塗り壁や板張りなどの自然系の素材を使用し、人工的イメージの強いサイディングやトタンなどは使用しない。<br>・色は白、クリーム系、朱系（木目色）を基本とする。<br>【北（上）の通り】<br>・周囲の街並みや自然と調和する色とし、木、漆喰、日本瓦、土塀等の自然素材に使用されているYR（黄赤）、Y（黄）、N（無彩色）系の色と、色彩度（3以下）の落ち着いた色を基本とする。なお、木材や地場の石材、土壁などの自然素材では、この限りでない。<br>【沿加・西の河原・蓮下（下）の通り】・塗り壁や板張りなどの自然系の素材を使用し、人工的イメージの強いサイディングやトタンなどは使用しない。<br>【北（上）の通り】   |
| 屋根 形状        | ・3.0～4.5 ヶ所の縦やかな勾配屋根とする。<br>・伝統的な切妻、妻入りの屋根並み（レーフスケープ）を継承する。<br>【湯畠（湯畠の中側の通り）】  |
| 色彩           | ・黒色、濃灰色、灰色、又は茶色系統で、色彩反かつ重厚感のある低明度とする。ただし、太陽光や屋外電球を設置する屋根の色は、当該装置の色と同じ黒色系統とする。  |
| 駐車設備等        | ・空き地盤、ガスボンベ、オイルタンク、メーター、配管、アンテナなど、壁面又は路面付近に設置する設備、壁面と同じ色の使用、帽子の無い、植栽の設置などにより、通りや広場から見えにくくする。<br>・屋上設備は設置しない。やむを得ず設置する場合は、設置場所や色に配慮し、必要に応じて木製用等で覆う。<br>・日除けテントやオーニングを設置する場合は、原色や色彩度のものは避け、豆沢街の雰囲気に調和する落ち着いたデザイン・色彩とする。<br>・店舗等の外観正面に、シャッターを設置しない。やむを得ずシャッターを使用する場合は、ショーウィンドウ又に遮視可能なバイブシャッター等とする。<br>・屋根に設置する太陽光発電装置（フレームや配管等の設備を含む。）は、屋根の色と可供の黑色系統で、屋根面にできるだけ表示させ、景観上支障のないものとする。<br>【湯畠・西の河原】 |
| 工作物          | ・積合の街並みや自然と調和する青さ、グリーン、材質とする。<br>・積合の街並みや自然と調和する色とし、木、漆喰、日本瓦、土塀等の自然素材に使用されているYR（黄赤）、Y（黄）、N（無彩色）系の色と、色彩度（3以下）の落ち着いた色を基本とする。なお、木材や地場の石材、土壁などの自然素材では、この限りでない。   |
| よう盤          | ・材枠、塗面処理の工夫、前角の鋸歯等により、周囲との調和を図る。   |
| 柵、垣等         | ・駐車場、自転車置き場等は、周囲を緑化するか、木製の柵等の設置などにより、通りや広場から見えにくくする。   |
| 自動販売機        | ・自動取手機は設置しない。<br>【北（上）の通り】<br>・自動販売機はできるだけ設置しないよう努める。やむを得ず設置する場合は、壁に当密着入れを設置する。この際、自動販売機と空器入れは、高彩度色を避け光量を抑えるか、小島椅子等で覆う。<br>【湯畠・西の河原・蓮下（下）の通り】・自動販売機はできるだけ設置しないよう努める。やむを得ず設置する場合は、壁に当密着入れを設置する。この際、自動販売機と空器入れは、高彩度色を避け光量を抑えるか、小島椅子等で覆う。<br>【湯畠・西の河原・蓮下（下）の通り】・自動販売機は設置しない。  |
| 油蔵物貯留工作物の位置等 | ・老朽化、塗装の剥離、汚れ等により汚らしく見える外壁、塀、建築設備等は、洗浄、塗装の塗り替え、木製格子等による目隠いや、新しいものへの付け替え、撤去などにより、きれいにする。  |
| 他の音響等        | ・植栽は、年間を通して十分な手入れを施し、適切に管理する。管理不十分の汚らしい植栽や、使用していない鉢、プランター等を放置しない。<br>・空地、隙地内の草花や樹木は、通りから見らしく見えないよう、花草の除草、刈り取り、樹木の剪定等により適切に管理する。  |

### 2. 大規模建築物の追加基準

大規模建築物の条件（右のいずれかに該当する場合）：・高さ 15m 以上・地上 5 隅以上・延床面積 1,000m<sup>2</sup> 以上

| 区分    | 追加景観形成基準  |
|-------|---|
| 高さ、品質 | ・場所などの重要な視点からの眺望に応じて圧迫感、突出感、違和感を与えないよう、建築物の高さや配置に配慮する。  |
| 壁面の位置 | ・敷地界隈及び道路等公共空間に面する側は、極力後退させ、周辺に縦横空間を確保する。   |
| 外壁、屋根 | ・周囲の自然や街並み、沿道からの眺望に応じて圧迫感、突出感、違和感を与えないよう、長大な壁面を分断化したり、壁面に開口部を多く設けるなどの工夫をする。<br>・反射光のある木材や金属色の使用は避ける。      |
| 建築設備等 | ・共同住宅等のベランダやパリコニーは、エアコンや洗濯機等が道路等公共空間から直接見えにくい構造、意匠とする。<br>・電気や、ガス管配管は、建物本体と調和するように形状や色彩を工夫したり、隠蔽による移設を施す。 |
| 緑化    | ・沿道の敷地際に植栽を確保する。  |

## ■ 景観形成の基準（行為の制限） 景観形成推進区域

### 1. 共通の基準

| 区分           | 景観形成基準   |
|--------------|--|
| 高さ           | ・地上 6 階以下を原則とする。   |
| 外壁、窓         | ・並り壁や板張りなどの自然系の素材を使用するなど、街の街なみや自然と調和するデザイン・材質・色彩とする。                                     |
| 高さ、広さ等       | ・周囲の街なみや自然と調和する高さ、デザイン、材質、色彩とする。   |
| 施設物又は土工作物の質等 | ・老朽化、塗装の剥離、汚れ等により劣らしく見える外壁、や、建築設備等は、洗浄、塗装の塗り替え、木製格子等による目隠しや、新しいものへの付け替え、撤去などによつて、きれいにする。 |

### 2. 沿道景観区域の追加基準

| 区分    | 景観形成基準  |
|-------|---|
| 外壁、窓  | ・低彩度（3 以下）の落ち着いた色を基本とする。<br>通りに対して庄重感を与えないよう、長大な壁面を分節化したり、通りに向けて窓を設けるなど、沿道景観としての質の向上を図る。  |
| 屋根    | ・勾配屋根とする。   |
| 建築設備等 | ・空調装置、ガスボンベ、オイルタンク、メーター、配管、アンテナなど、壁面又は壁面付近に設置する設備は、壁面と同じ色の使用、格子のない、植被の設置などにより、通りや広場から見えにくくように設置する。<br>・屋上設備に設置しない。（やむを得ず設置する場合は、設備場所や色に合わせ、必要に応じて木製囲い等で隠す。） |
| 色彩    | ・低彩度（3 以下）の落ち着いた色を基本とする。  |
| 仕、屋牛  | ・駐車場、自転車置場等は、周囲を緑化するが、木製の柵等の設置などにより、通りから見えにくくようにする。   |
| 自動販売機 | ・自動販売機を設置する場合は、前に空容器入れを設置する。この際、自動販売機と空容器入れは、高彩度色を避け光量を抑えるか、木製格子等で隠す。   |
| 绿化    | ・沿道の敷地縁にスペースがある場合は、できるだけ植栽を確保する。  |

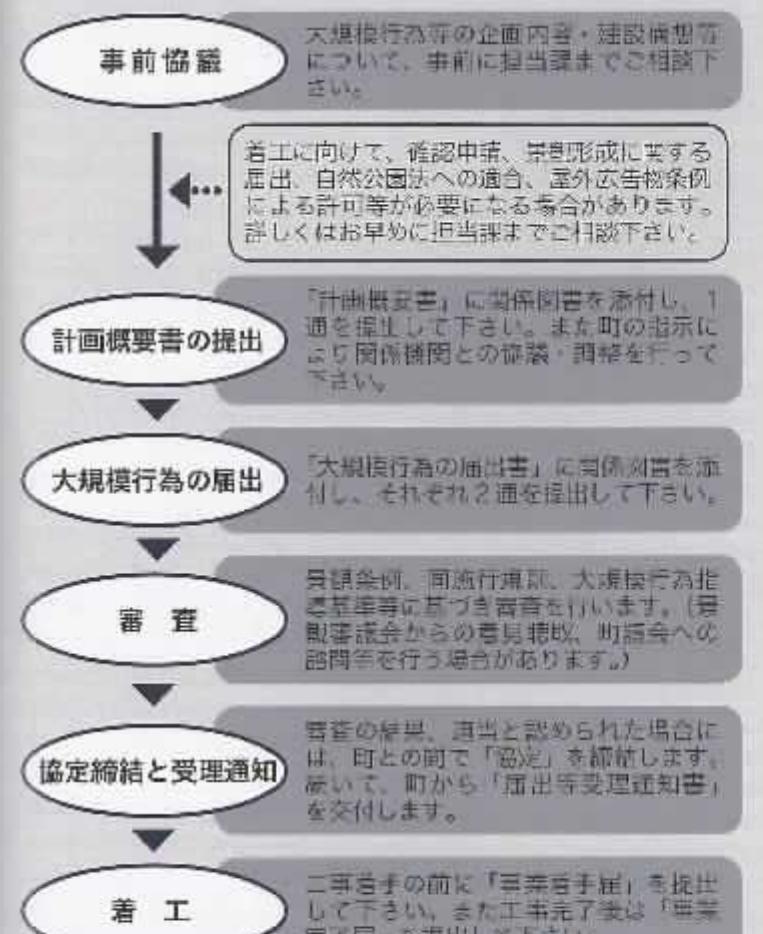
### 3. 大規模建築物の追加基準

大規模建築物の条件（右のいずれかに該当する場合）：・高さ 15m 以上・地上 5 階以上・延床面積 1,000m<sup>2</sup> 以上・敷地面積 1,000m<sup>2</sup> 以上

| 区分       | 景観形成基準  |
|----------|---|
| 高さ、延べ    | ・高層などの重要な視点場からの眺望に対して庄重感・突出感・違和感を与えないよう、建築物の高さや配置に配慮する。   |
| 壁面の質等    | ・敷地境界及び池塘等が公共空間に面する側は、樹木後退させ、沿道に保地空間を確保する。  |
| 外壁、窓     | ・店舗の自然や街なみ、沿道からの眺望に対して庄重感・突出感・違和感を与えないよう、長大な壁面を分節化したり、壁面に開口部を多く設けるなどの工夫をする。<br>・周囲の自然と調和する色とし、自然素材に使用されている YR (黄赤)、Y (黄)、N (無彩色) 系の色相で、低彩度（3 以下）の落ち着いた白を基本とする。なお、木材や池塘の石材などの自然素材は、この限りでない。<br>・反射光のある素材や金属色の使用は避ける。   |
| 壁        | ・原則、勾配屋根とし、周囲の自然との調和や良好なルーフスケープの形成に配慮する。<br>・太陽光発電装置を設置する屋根の色は、当該装置の色と同じ用色系譜とする。  |
| 建築設備等    | ・空調装置、ガスボンベ、オイルタンク、メーター、配管、アンテナなど、壁面又は壁面付近に設置する設備は、壁面と同じ色の使用、格子のない、植被の設置などにより、通りや広場から見えにくくように設置する。<br>・屋上設備は設置しない。（やむを得ず設置する場合は、表裏面所や色に配慮し、必要に応じてルーバー等で隠す。）<br>・共同住宅等のベランダやバルコニーは、ニアコンや洗濯桟橋が道路等公共空間から直視見えにくい構造、高さとする。<br>・出元型、こみ壁等は、建物本体と調和するように形態や色彩を工夫したり、様式による修飾を施す。<br>・單純の引き込みや敷地内の配線類は、地元化等に配慮する。<br>・屋根に設置する太陽光発電装置（フレームや配管等の設備を含む。）は、屋根の色と同様の共色系譜で、屋根面にできるだけ密着させ、裏面に支障のないものとする。 |
| 色彩       | ・消臭の効果と調和する色とし、自然素材に使用されている YR (黄赤)、Y (黄)、N (無彩色) 系の色相で、低彩度（3 以下）の落ち着いた白を基本とする。なお、木材や池塘の石材などの自然素材は、この限りでない。   |
| よう等      | ・材料、表面処理の工夫、表面の様式等により、周囲との調和を図る。  |
| 門、柵等     | ・駐車場、自転車置場等は、周囲を緑化するが、木製の柵等の設置などにより、通りや広場から見えにくくようにする。  |
| 自動販売機    | ・屋外に自動販売機を設置する場合は、前に空容器入れを設置する。この際、自動販売機と空容器入れは、高彩度色を避け光量を抑えるか、木製格子等で隠す。  |
| 绿化、樹の管理等 | ・沿道の敷地縁に植栽を確保する。<br>・植栽は、年間を通して十分な美しさを保つ。育成不十分の汚らしい植栽や、使用していない木、プランター等を放置しない。<br>・当地、樹木内の草花や樹木は、通りから劣らしく見えないよう、刈り取り、樹木の幹茎等により適切に管理する。   |

## ■ 大規模行為に関する届出と基準

草津町内において、「大規模行為」に該当する建築行為、工作物の設置、景観変更行為等を行う場合には、事前相談・協議を経て「届出」の提出を行い、「大規模行為の指導基準」を遵守していただく必要があります。（詳しくはお早めに担当課までご相談下さい）



### ■ 届出の対象

下記のいずれかに該当するもの。

| 大規模行為 |  |
|-------|--|
| 建築物   | 高さ 15 m 以上<br>地上 5 階以上<br>延床面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上<br>敷地面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上 |
| 土地    | 沿道等既存構内付近、既存の施設付近に接するもの<br>高さ 1.5 m 以上かつ<br>延長 20 m 以上                                 |
| 建物    | 太陽光発電装置<br>土地に定着するもの<br>標識板面積 3 m <sup>2</sup> 以上/面                                    |
| 建物    | 宅地の造成等の削減地の形状の変更<br>変更に係る土地の面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上                                 |
| 建物    | 建物の改築又は十石巻の洋式で和室の外壁の<br>変更<br>変更に係る上部の面積 600 m <sup>2</sup> 以上                         |
| 木竹の生長 | 面積 500 m <sup>2</sup> 以上   |
| 木竹の生長 | 面積 1.5 m 以上<br>面積 300 m <sup>2</sup> 以上  |

地盤物及び工作物の高さの算定方法

地盤物及び工作物に影響する工作物の高さは、地盤物及び工作物の高さに、地盤物及び工作物の高さの 1/2 又は 1/3 の算定のうちより算出するものとし、基準高にて算出する工作物の高さと、設置された地盤物の高さとする。

### ■ 指導の基準

#### I. 大規模建築物の新築、増築、改築、移転又は撤去

##### 【湯畠地区】

・妻入り屋根の家並みやそこから延びる通りや路地の軋刀を高め、温泉情緒溢れる「和」の街なみ、自然を感じる街なみ、景観質を引き立てる街なみ及び素材感と落ち書きのある色調の残る街なみ、そして湯畠をより魅力的に輝かせる街なみづくりに努めること。

##### 【西の河原地区】

・道の形態やビニーマンスケールの家並みなど、歴史的に受け継いできたまちの骨格を大切にしながら、時代の潮流による味わいと懐かしさが感じられる街なみづくりを通して、そぞろ歩きの美しい場所を提供すること。

##### 【清下地区】

・せまい狭い通りを中心に古びた木造の家並みや温泉旅館の雰囲気を守り育てるとともに、清下通りから大滝方面に至る街なみ全体の質の向上に努めること。

##### 【中央通り地区】

・軒吊り山居している要因を改善しながら、草津温泉街の玄関口として、お客様をお迎えする心をまちなみ表現していくとともに、商店街としてのにぎわいや坂の町としての魅力を取り戻すことを通じて、地元の旅館や商店の活気溢れる「草津下川清箱」が恵みの街なみづくりに努めること。

##### 【地蔵地区】

・温泉宿「北嶽町」としての風情を取り戻すこと、坂の町・路地の町としての魅力を高めることなどを通じて、湯巡りとそぞろ歩きが楽しくなる街なみづくりに努めること。

##### 【周辺住宅区域】

・居住者の生活環境の維持・向上の観点に立ち、落ち書きと温かみの感じられる住宅地の景観づくりを目指す。また、隣接する温泉街中心部（温泉形成重点区域）の街なみとの連携性や調和に配慮すること。

##### 【リゾート区域】

・草津町にとってかけがえのない地域資源である草津白川の雄大な自然景観の保全と、居住者・長期滞在者の生活・滞在空間の改善・向上の観点に立ち、洗練された高原リゾート地としての雰囲気が醸しられる空間づくりに努めること。

##### 【農地・住宅区域】

・美しい田園風景の保全と居住者の生活環境の維持・向上の観点に立ち、田地・家庭農園、および森林・河川などの自然環境と調和のとれた集落景観づくりに努めること。  
また、本区域の魅力的な風景の中核を担う農地や家庭農園を保全し、農業の活性化に努めること。

##### 【高原区域】

・用金地域内におけるまとまりのある町街地の形成と、本区域における山岳・山林の風景や自然環境の保全のため、本区域の開発を可能な限り抑制する。やむを得ず開発する場合は、自然環境と調和のとれた道路、建物等による景観形成に努めること。

##### 【沿道景観区域】

・单なる眺めの単なる山々や沿道の緑の確保、街なみの調和・連続性の創出などを図ることにより、当道温泉の「主要道路」かつ「玄関口」としての町容と落ち書きの感じられる街路空間の形成に努めること。

#### II. 沿道景観区域における堀、柵、垣その他これらに類するもの

- ・草津白川の山々などの遠景の保全と、沿道の景を確保すること。
- ・建物の高さの制限、沿道绿化（街路樹、植栽等）、無電柱化に努めること。
- ・堀、柵、垣はできるだけ低くし、生け垣をするか自然環境と調和した木材や色彩に配慮すること。
- ・街並みの調和・連続性をつくるよう努めること。
- ・建物の高さ、壁面の色等の調和を図り、素材感のある外壁材等の使用に心がけること。
- ・看板類の修景・統一化に努めること。
- ・青空庭園等の修景（植栽、自然素材のフェンスの設置などを含む。）に努めること。
- ・歩道者の安全性・快適性を確保するため、歩道の整備や街灯の修景（暖色化）などに努めること。

### III. 宅地の造成その他土地の区画形質の変更

#### 【環境の保全】

- 地形や植生、水系など既存の自然条件を景観要素として生かし、周辺の景観を害しないよう環境の保全に十分に配慮すること。

#### 【土地の形状】

- 区画形質の変更方法については、周辺の景観との調和に配慮すること。
- 登土の掘出又は不足土の搬入を必要とする場合には、防災及び自然環境の状況について十分に配慮するとともに、廃土処理については、その方法を明確にすること。
- 渠化地盤の勾配が30度以上である施工区域内の土地については、区画形質の変更を行わないこと。

### IV. 地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採又は土石等の採取

#### 【鉱物の掘採又は土石等の採取】

- 掘採は、精度探査法とし、すかし炉工法は行わないこと。
- 廃土処理型については、その方法を明確にすること。

#### 【遮へい及び事後の措置に関する基準】

- 周辺の道路等からの遮へいに配慮した敷地周囲の緑化を行うこと。
- 掘採または採取後の法面等は、周辺景観との調和に配慮し、十分な绿化を行うこと。

#### 【土地の形状及び緑化に関する基準】

- 大規模な法面及び擁壁を生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかな勾配とし、十分な绿化を行うこと。
- 擁壁は周辺景観との調和に配慮し、全面の绿化や遮へい樹林等による影響の軽減を行うこと。
- 敷地内にある良好な樹木、古木、河川、水辺等を保全し、從前の近接性を担保するとともに、積極的に活用すること。

#### 【法面又は擁壁の外観及び緑化】

- 区画形質変更後の法面保護等の手後処理については、周辺の景観との調和に配慮し、緑化に努めること。
- 擁壁の形態は、周辺と調和するものとし、材料はできるだけ自然と調和したものを使用すること。

### V. 景観形成重点区域又は沿道景観区域の屋外における物件の堆積又は貯蔵

#### 【集積又は貯蔵の方法及び遮へいに関する事項】

- 道路等から堆積物が見えないよう配置を工夫すること。それが困難な場合は、堆積物の高さをできるだけ抑え、堆積物の周囲を木竹や生垣で囲うなど、周囲の景観との調和を図ること。

### VI. 木竹の植栽又は伐採

#### 【植栽】

- 施工区域内の表土を活用すること。
- 既存の木竹を移植・活用し、修景にいかすこと。
- 特に、道路や隣接地との境界については、绿化に努めること。

#### 【伐採】

- 既存の木竹の伐採は必ず最小限とすること。
- 道路に面する部分や隣接地との境界については、木竹の伐採を避けること。やむを得ず伐採する場合は、移植又は代替え植栽に努めること。

### VII. 屋外広告物の表示若しくは屋外広告物を掲出する物件の設置又は外観の変更

- 自家広告物以外は設置しないこと。
- 只鏡を附着しないよう適正な規模及び位置に設置すること。
- 周囲に圧迫感、不快感及び強度の刺激感を与えないよう表記、色彩に配慮し、自然景観と調和した落ち着いたものとすること。
- 反射光のある素材又は光源色の使用に配慮すること。
- 建築物本体やオープンスペースに設置する広告、看板等は集約し、効率化、表示面積は必要最小限にまとめるよう努めること。
- 建物を利用する場合は、形態、色彩、取付を建物と一緒になるよう努めること。

### VIII. 地上設置用の太陽光発電装置の設置

#### 【太陽光発電装置（土地に定着するもの）】

- 基部の最上部の高さは3メートル以下とすること。
- 道路等から景観が見えないよう配慮等を工夫すること。
- 基部の周囲を自然素材等の材質で囲うなど、周囲の景観との調和に配慮すること。
- 装置の色（ソーラーパネル、ソーラーパネルのフレーム及び配管を含む）は朱色系を基本とし、自然風景としての景観に配慮すること。
- 装置の反射光が景観を害する要因とならないよう配慮、角度等を工夫すること。

### IX. その他

#### 【温泉源保護】

- 建築物等を建設するに際しての地質ボーリング及び基礎工事等においては、事前に町長に申し出て指示を行るものとし、温泉涌出に影響をおぼすことのないようにすること。
- 地下水位保全のため、地下水位以下の切土は極力抑えるものとし、透水性や地下浸透管を真正な根拠及び位置に可能な限り設置し、雨水の地下浸透に努めること。

#### 【用水】

- 宿泊人員が100人を超えるホテル、旅館、温泉所、マション等については、水源の渇水期等の対策として、月水需要量の最大2日分の受水槽又は節水設備等を設けること。
- 用水の確保において、草津町給水条例（昭和34年条例第3号）、草津町水道事業の設置等に関する条例（昭和43年条例第11号）及び草津町前川町済水道事業設置条例（昭和50年条例第18号）に定める給水区域内の場合は、これらの上水道を用いるものとする。
- 町の上水道又は前川町済水道以外の用水を確保し、飲用として使用する場合においては、単品等による適正な処理が行われるものであり、用水の取水によって他の水源等の枯渇又は汚染等が発生しないよう十分配慮すること。

#### 【排水処理施設】

- 区域内から排出される屎尿（くみ取り便所であるものを除く）及び雑排水は、すべて音楽により洗浄し、処理施設において処理した後音楽により河川又は水路に許可等を受けて放流するものであること。また排水施設の規制は区域の計画人口（ピーク時）を基準として定められているものであること。
- 屎尿（くみ取り便所であるものを除く）及び雑排水は、原則として集中一括処理による活性汎泥法によるものであること（終末処理施設を有する下水道に汚水を放流する場合を除く）。ただし、やむを得ない事情があるときは、集中合併処理方式による屎尿処理（屎尿基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の規定による基準に適合したもの）を用いて（以下同じ）により処理するものとし、小規模のものについての屎尿は、各戸において浄化槽で処理するものとする。

- 終末処理施設からの放流水の水管基準は、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第6条の規定に準拠したもののとし、屎尿処理槽の場合には、屎尿物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第4条第2項の規定に定める基準に適合するものであること。

- 雨水の排水は、開渠又は管渠により集水し、河川又は水路に放流するものとし、排水能力は区域内のみならず、地形等の状況により集水範囲となる周辺地域も含めたものとするとともに、その主流となる河川等は当該雨水の流れ能力を有するものであること。

- 雨水及び汚水の処理施設は、処理方法・能力を適切なものとし、防災及び自然環境の保全について十分配慮し、放流水から環境汚染を生じないよう行うとともに、施設の整備及び維持管理はすべて事業者が行うものとすること。

- 施設の処理施設の付替、改良、占用及び廃止を計画しているときは、施設の整備及び維持管理等の許可等が終了し、整備計画、維持管理計画及び費用負担が明らかであること。

#### 【廃棄物等処理施設】

- 一般廃棄物（ゴミ）の処理については、ゴミ集積箱（ゴミネット等を含む。以下「集積箱」という。）及び収集車両等必要に応じて柔軟に対応するものとし、特に集積所については、設置場所、収集方法及び管理方法等について、町と調整し、必要な措置を講じること。

- 屎尿処理施設（処理対象人員500人以下のものを除く。）及びゴミ処理施設で産業物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第21条に該当する施設は、町に定める有資格の技術者管理者を置くこと。

- 処理施設から汚泥等の排出が予定される場合は、その処理及び施設の整備及び維持管理はすべて事業者が行うものであること。ただし、町の処理施設によって処理されることとなつたものについては、この限りでない。

#### 【温泉・温水引湯】

- 草津町が所有又は管理する温泉の引湯を希望する場合は、草津町温泉使用条例（平成16年条例第22号）の定めるところにより申請するものとする。
- 温泉を草津町が所有又は管理する温泉以外において引湯を希望する場合は、追加を採取する方法及び場所についてあらかじめ町と協議し、その採取の方法等が他の源泉等に影響を与えることがないときにおいて、温泉法（昭和23年法律第125号）による許可を申請し、許可を受けるものであること。
- 温水の引湯を希望する場合は、草津町温水給湯条例（昭和51年条例第7号）の定めるところにより申請するものとする。

合は、追加を採取する方法及び場所についてあらかじめ町と協議し、その採取の方法等が他の源泉等に影響を与えることがないときにおいて、温泉法（昭和23年法律第125号）による許可を申請し、許可を受けるものであること。

温水の引湯を希望する場合は、草津町温水給湯条例（昭和51年条例第7号）の定めるところにより申請するものとする。

#### 【公害防止】

- 建築工事等による騒音を最小限にとめるための措置を講じること。
- 建築物等により近隣の住宅、道路、水路等に風害による障害が発生しないよう配慮することとともに、吉田村対策を講じること。
- 公害防止にもかかわらず公害が発生したときは、ただちに発生時に必要な措置をほどこし、公害を除去するものとすること。

#### 【道路】

- 既設道路を付替、改修、占用及び廃止を計画しているときは、関係権利者の許可が得られる見込みであること。
- 区域外の既設道路（取り立地の複数が可能な道路）への取付道路（主要な道路の一環とみなす。）の整備計画が適正であること。
- 取付道路を接続する既設道路の幅員は、6メートル以上であること。
- 主要な道路（取付道路を含む。）の宽度は、開発区域の規模に応じて、原則として次表に定める幅員以上とし、道路上には原則として歩道及びセンターラインが設けられるものであること。ただし、歩道の設置については、地域の状況及び交通量等により歩行者の安全が確保できるものについてはこの限りでない。

| 開発区域の面積区分  | 幅員         | 備考  |
|------------|------------|---|
| 0.1ヘクタール未満 | 6.0メートル以上  | 10メートル以下の区域で車両及び歩行者などに通行上支障ない場合には、4メートルとすることができる。 |
| 0.5ヘクタール未満 | 6.0メートル以上  |   |
| 1.0ヘクタール未満 | 7.0メートル以上  |   |
| 3.0ヘクタール未満 | 8.0メートル以上  |   |
| 5.0ヘクタール以上 | 10.0メートル以上 |   |

道路の路肩は景観に配慮した舗装材等を使用し、安全かつ円滑な交通に支障を及ぼさない構造のほか、横断勾配6パーセント以上の路肩はすべり止め舗装とし、冬季の除雪等に十分耐える構造であること。

道路の横断勾配は9パーセント以下とするものであること。ただし、地形の状況等の理由によりやむを得ないと認められるものに限り、12パーセント以下とすることができる。

道路の足場又は交差部分は、車両の安全かつ円滑な走行を確保するため、適正なみ切りがされているものであること。

道路は、原則として行き止まり道ではないこと。ただし、延長35メートル未満の道路及び延長が35メートル以上の道路であっても当該道路が他の道路へ接続を予定されている場合又は当該道路を通行するであろう車両を考慮して、回転広場、車返し及び駐車通路が設けられ、交通安全上及び避難上支障ない場合は、この限りでない。

道路のうち、ちばら歩行者の通行の用に供するもので、地形等の状況によりやむを得ないものについては、階段道路とすることができる。この場合において階段の路幅、けんげ、梯場が適正であるとともに階段の両側若しくは中央に手すりが設けられるものであること。

道路等の法面は、地質等を考慮した安全な構造とし、周辺の景観と調和していること。

道路上には、交通安全上必要においてカーブミラー・ガードレール等が設置されるものであること。

交通安全施設の整備及び維持管理は、すべて事業者が行うことである。

#### 【駐車場】

- 店舗地域の景観を害することができないよう、及び、利便者の利便を考慮して、適正な規模及び位置に配置し、特に沿道については店舗や場所における绿化等に配慮するとともに、出入口等について交通安全を確保すること。
- 分譲マンションの開発事業者は、原則として新規区域内外に分譲計画の2分の1以上の駐車場を設置すること。
- 旅館、ホテルの事業者は、原則として宿泊半室数の3分の1以上の駐車場を確保すること。

#### 【文化財保護】

- 区域内において埋蔵文化財が発見されたときは、ただちに関係機関に通報するとともに、現状を保存するため工事を中止すること。

#### 【消防水利施設】

- 消防水利施設は、町の指揮に基づき事業者により適正な規模及び能力で配置・整備し、施設完成後共用にて町に移管するものであること。

#### 【公園、緑地】

- 公園の面積は、開発区域の面積3ヘクタール以上のものにあっては、開発区域面積の3パーセント以上、開発区域の面積が3ヘクタール未満のものにあっては地域の状況等により必要な面積を確保するものとし、他の均衡を著しく損なわないよう配慮されているものであること。
- 緑地（グリーンベルトを含む。）は、開発区域の開発計画を実施し、より多く設置するものとする。
- 区域内に設置される公園や緑地は、地域の景観にとって有効な位置であり、周辺地域に対するものとなるとともに、災害時の避難等の利便を考慮して配置されるものであること。
- 区域内の公園及び緑地の整備及び維持管理は、すべて事業者又は地域の管理組合等が行うものであること。

#### 【災害防止】

- 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）の定める宅地造成工事規制区域における宅地造成に関する工事の技術的基準等にしたがって地盤・構造・排水施設等を施工し、開発区域及び周辺地域においてガケくずれ又は二砂の流出等の災害が発生しないよう万全の措置を講ずること。
- 造成又は建築物等の工事中における災害の発生を防止するため必要な措置がとられているものであり、万一災害が発生したときは、速やかに原因を除去するとともに、復旧作業がとられるものであること。

#### 【その他の施設】

- 街路灯については、道路、歩道、公園、駐車場その他必要な箇所にも設けられるものとし、施設の整備及び維持管理は、事業者又は区域の管理組合等が行うものであること。
- 電線類等の引き込みや敷地内の配線はできるだけ地中化し、周囲の街並みや棟線の景観に配慮すること。

### ■その他の法規制について確認をお願いします。

開発行為、建築行為、屋外広告物の表示等に当たっては、草津町景観計画や草津町景観まちづくり条例例規集のはかりに、他の法規制に基づく行為許可基準及び公園事業等の取扱方針に適合する必要があります。

詳しくは、下記URLを参照し、手続きに関する詳細はご記載でお問い合わせください。  
国土公園HP : <http://www.env.go.jp/park/apply/index.html>  
万座自然保護官事務所 TEL : 0279-97-2083

#### ○群馬県屋外広告物条例

屋外広告物禁止地域や屋外広告物禁止物件には、一定の自家広告物や禁止物件の管理上必要な広告物等を除き、原則として広告物を表示することができません。また、屋外広告物許可地域において広告物を表示する場合は、一定の自家広告物や禁止物件の管理上必要な広告物等を除き、土木事務所で許可を受ける必要があります。詳しくは、下記URL（群馬県ホームページ）等

### ■景観形成重点区域では、詳細なガイドラインを遵守して下さい。

景観形成重点区域（湯畠地区・西の河原地区・陸上道り地区・林火通り地区・地蔵地区）については、仰なみに関する詳細なガイドライン・協定が定められています。詳しくは、各地区の「景観まちづくり協定」を参照し、その内容を遵守するようお願いします。

協定パンフレット等の入手等については、担当課までお問い合わせ下さい。

### ■事前相談・事前協議と、届出の提出をお願いします。

草津町内において、建築物・工作物の新築、増改築、移転、修繕、棟跡替え、色塗りの変更等を行う場合、また大規模行為に該当する建築物・工作物の設置、景観変更行為等を行う場合には、その内容や規模に応じて、事前相談・協議と届出等の提出を行い、景観計画の景観形成基準や、大規模行為の指針並追等を遵守していただく必要があります。

詳しくはお早めに担当課までご相談下さい。

### ■景観計画・景観まちづくり条例・申請様式等の詳細を確認して下さい。

草津町の景観計画、景観まちづくり条例、同施行規則、届出に関する様式・添付書類等の詳細については、草津町ホームページに掲載されています。  
下記 URL を参照し、ダウンロード等により詳細をご確認下さい。

草津町 HP: <http://www.town.kusatsu.gunma.jp/www/contents/1226572967757/index.html>

資料の入手等については担当課までお問い合わせ下さい。

### 担当課・問い合わせ先:

草津町役場 企画創造課

〒377-1792 群馬県吾妻郡草津町大字草津28番地

電話: 0279-88-7193 フックス: 0279-88-0002